

## 新 設 校

### (名称)

第1条 本会は、〇〇中学校PTA(仮称)と称し、事務局を同校内に置く。

### (目的)

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域社会における生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

### (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦と教養を高めるための活動
- (2) 家庭と学校の緊密な連携による生徒の生活指導
- (3) 校区内の生活環境・教育環境の整備
- (4) 教育及び福祉活動団体との連携
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

### (会員)

第4条 本会の会員は、本校生徒の保護者及び本校職員を対象とし、入会しようとする者は加入申込書により意思表示をした者とする。

### (役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書 記 若干名(内1名は教職員)
- (4) 会 計 若干名(内1名は教職員)
- (5) 会計監査 若干名

### (顧問)

第6条

- (1) 本会に顧問を置くことができる
- (2) 会長が学校長にこれを委嘱する

### (任務)

第7条 各役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会 長…本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長…会長を補佐し会長不在のときは、その任務を代行する。
- (3) 書 記…本会に関する事務をつかさどる。
- (4) 会 計…本会に属する一切の会計事務を処理する。
- (5) 会計監査…会計を監査し会員に報告する。

### (任期)

第8条

- (1) 役員等の任期は1ヶ年とする。ただし会計監査を除き再任を妨げない。

(2) 役員に欠損が生じた時は、理事会で後任役員を選出する。

(議決機関)

第9条 本会の議決機関として、総会及び運営委員会を置く

(1) 総会 会員で構成し、本会の最高議決機関である。

ア 定期総会 毎年5月末までに開催し、下記の事項を審議する。

(ア) 前年度事業報告及び決算報告

(イ) 新年度事業計画及び予算案

(ウ) 役員、及び会計監査の承認

(エ) その他重要事項

イ 臨時総会 会長が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があったときに開催する。

(2) 運営委員会

運営委員会は四役、〇〇及び学校長をもって構成し、事業の企画、運営について協議決定する。緊急事項及び付則については理事会の決議を持って総会にかえることができる。ただしこの場合は次の総会において報告しなければならない。

(執行機関)

第10条 本会の執行機関として、運営委員会を置く。

(会計)

第11条

1 本会の会計は、会費、寄附金をもってこれに充て、その他の収入は別会計とする。

2 会費は細則により定める。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(退会)

第12条 本会を退会する会員は所定の退会届を提出するものとする。

(委員の選出)

(会費)

第 条 会員は会費を納入しなければならない。

(1) 会費は月額 300 円とする。

(2) 会費の金額及び納入方法は総会の承認を経て決定する。

(3) 特別の事情がある場合は四役会の承認を経て、会費の一部又は全額を免除することができる。

## 〇〇中学校PTA(仮称) 個人情報取り扱い規則

(目的)

第1条 〇〇中学校PTA(仮称 以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱い及び活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という。)の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令に基づき、PTA活動において個人情報を保護するものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取り扱い者)

第4条 本会における個人情報データベースの取り扱い者は、PTA役員、PTA連合会、学校及びPTA連合会事務局とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者及び取り扱い者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(利用目的)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、事務連絡、文書の送付及び事業の実施
- (2) 会員名簿及び役員名簿の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条にかかげる利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取り扱い者が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベースを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを導入するなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(前条第1号から第4号を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)提供する対象者の氏名
- (3)提供する情報の項目
- (4)対象者の同意を得ている旨  
(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)第三者が個人情報を取得した経緯
- (3)提供を受ける対象者の氏名
- (4)提供を受ける情報の項目
- (5)対象者の同意を得ている旨  
(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加及び削除を求められたときは、法令に基づきこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(取り扱いの周知)

第16条 本会は、PTA役員に対して、個人情報データベースの取り扱いに関する留意事項について周知するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めのない事項については、必要に応じてPTAが別に定める。

附則この規則は、令和4年4月1日から施行する。